

# 特定非営利活動法人瀬戸内市スポーツ協会スポーツ活動推進費交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、各競技専門部や地域等が主催して行うスポーツ活動の推進に資するため、予算の範囲内においてスポーツ活動推進費を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象事業)

第2条 推進費の交付対象となる事業は、次の事業とする。

(1) 各競技専門部が行う各種大会、スポーツ教室等の開催

(2) 地域等が、スポーツ・レクリエーション活動を通じて、住民の心身の健康の保持・増進や体力上及び相互の親睦や地域の活性化を図る目的で実施される活動

(交付金額)

第3条 推進費の交付金額は、次のとおりとする。

(1) 各競技専門部については、予算の範囲内で、実施する事業内容により各部へ配分する。

(2) 地域等については、別表に定めるとおりとする。

(交付申請)

第4条 地域等の推進費の交付を受けようとするものは、スポーツ活動推進費交付申請書(様式第1号)に必要な事項を記入し、会長に提出しなければならない。

(変更承認申請)

第5条 推進費の交付を受けようとするものが、前条による提出書類の記載事項について重大な変更を加えようとするときは、あらかじめ会長の承認を受けなければならない。

(実績報告)

第6条 推進費の交付を受けようとするものは、事業が終了したときは、速やかにスポーツ活動推進費実績報告書(様式第2号)に次の書類を添えて、会長に提出するものとする。

(1) 請求書又は領収書の写し

(2) 実施状況の写真

(3) 前2号に掲げるもののほか、参考となる資料

(交 付)

第7条 推進費は、交付対象事業の完了を確認した後、交付する。ただし、会長が適当と認める場合は、概算交付することができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(別 表)

	対 象 区 分	交付限度額
1	【地域】参加者100人以上 牛窓地域、邑久地域、長船地域単位の住民全員を対象	45,000円
2	【地区】参加者40人以上 牛窓地区、鹿忍地区、長浜地区、邑久地区、福田地区、 今城地区、豊原地区、本庄地区、笠加地区、玉津地区、 裳掛地区、美和地区、国府地区、行幸地区の地区単位 の住民全員を対象	18,000円
3	【自治会】参加者10人以上 自治会単位の住民全員を対象	4,500円

※最低単位が自治会となりますので子供会などは含まれません

- 1 原則として、対象区分で同一年度内1回の申請とする。  
(地域で1回、地区で1回、自治会で1回というのは可能)
- 2 地区体育推進委員会、または各地区等を統括する団体(自治会、コミュニティ協議 会等)が  
主催し、地区体育推進委員が運営等に関わりを持つこと。
- 3 地区が合同で開催する場合の交付額の上限は、45,000円とする。
- 4 自治会が合同で開催する場合の交付額の上限は、18,000円とする。
- 5 交付対象事業が、他の団体補助金と重複する場合は交付しない。  
(補助金申請はどれか1つしか受けられない)
- 6 実績額が交付決定額を下回る場合は、実績額を確定額として交付する。

スポーツ活動推進費実績報告書

記入例

令和〇〇年〇〇月〇〇日

特定非営利活動法人瀬戸内市スポーツ協会

会長 永守 修一 様

申請者

組織名

代表者

住所 瀬戸内市

氏名 代表者や、会計など

電話番号

申請書と同じ。

終了次第【報告書】【領収書(コピー)】【写真】  
をもってくる。

スポーツ活動推進費の事業が終了したので、特定非営利活動法人瀬戸内市スポーツ協会  
スポーツ活動推進費交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて次のとおり報告しま  
す。

1 総事業費

金 6,000 円

2 交付金額

金 4,500 円

3 事業実績

(1) 事業の成果

(2) 事業の内容

ア 事業名

イ 開催日時

ウ 開催場所

エ 参加対象

オ 参加人数

カ 添付書類

請求書又は領収書の写し、実施状況の写真、その他

(4) 収支決算

実際にかかった費用

申請書と同じ。

実際に来た人数

実際にかかった費用

区分	積算内訳	金額 円
収入	スポーツ活動推進費交付金	4,500
	自己資金	1,500
	その他	
	合計	6,000
支出	参加費 (飲み物・お菓子)	5,000
	保険代	1,000
	合計	6,000
※振込先	金融機関名	預金種別
	口座番号	支店名
		預金名義

振込先の記入を忘れずに

スポーツ活動推進費交付申請書

記入例

令和〇〇年〇〇月〇〇日

特定非営利活動法人瀬戸内市スポーツ協会

会長 永守 修一 様

申請者

組織名

代表者

住所 瀬戸内市

氏名 代表者や、会計など

電話番号

最低単位が自治会となります。  
子供会などは含まれません。

行前【申請書】【要項(できれば)】提出  
※変更があった場合はすぐに報告

スポーツ活動推進費の交付を受けたいので、特定非営利活動法人瀬戸内市スポーツ協会  
スポーツ活動推進費交付要綱第4条の規定により、次のとおり申請します。

1 総事業費

金 6,000 円

2 交付申請額

金 4,500 円

3 事業計画

(1) 事業の目的

予想の費用

交付金額は地域・地区・自治会  
によって変わります ※別紙参照

(2) 事業の内容

ア 事業名

イ 開催日時

ウ 開催場所

エ 参加対象

オ 参加人数

カ 収支予算

〇〇大会や、〇〇体験など

令和〇〇年〇〇月〇〇日(〇曜)

〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分

〇〇公園や、〇〇広場など

〇〇自治会や、〇〇地区の方など

〇〇名

〇〇名

予想の費用

区分	積算内訳	金額 円
収入	スポーツ活動推進費交付金	4,500
	自己資金	1,500
	その他	
	合計	6,000
支出	参加費 (飲み物・お菓子)	5,000
	交通費や、賞品代など ※金券は含まれません。	
	合計	6,000

125円×40名

## スポーツ活動推進費交付申請書

令和 年 月 日

特定非営利活動法人瀬戸内市スポーツ協会

会長 永守 修一 様

申請者

組織名

代表者

住 所 瀬戸内市

氏 名

㊞

電話番号

スポーツ活動推進費の交付を受けたいので、特定非営利活動法人瀬戸内市スポーツ協会スポーツ活動推進費交付要綱第4条の規定により、次のとおり申請します。

1 総事業費 金 \_\_\_\_\_ 円

2 交付申請額 金 \_\_\_\_\_ 円

3 事業計画

(1) 事業の目的

(2) 事業の内容

ア 事業名

イ 開催日時 令和 年 月 日

ウ 開催場所

エ 参加対象

オ 参加人数 名

(4) 収支予算

区 分		積 算 内 訳	金 額 円
収 入	スポーツ活動推進費交付金		
	自己資金		
	その他		
	合 計		
支 出			
	合 計		

## スポーツ活動推進費実績報告書

令和 年 月 日

特定非営利活動法人瀬戸内市スポーツ協会

会長 永守 修一 様

申請者

組織名

代表者

住 所 瀬戸内市

氏 名

㊞

電話番号

スポーツ活動推進費の事業が終了したので、特定非営利活動法人瀬戸内市スポーツ協会スポーツ活動推進費交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて次のとおり報告します。

- 1 総事業費 金 \_\_\_\_\_ 円  
2 交付金額 金 \_\_\_\_\_ 円  
3 事業実績  
(1) 事業の成果

(2) 事業の内容

ア 事業名

イ 開催日時 令和 年 月 日

ウ 開催場所

エ 参加対象

オ 参加人数 名

カ 添付書類 請求書又は領収書の写し、実施状況の写真、その他

(4) 収支決算

区 分		積 算 内 訳	金 額 円
収 入	スポーツ活動推進費交付金		
	自己資金		
	その他		
	合 計		
支 出			
	合 計		

※振込先

金融機関名  
口座番号

支店名  
預金名義

預金種別